

地方分権に関する提案（広島市）

1 提案に係る現況

(1) 広島市の研修受講必要者数

広島市では、原則、小学校区単位で整備を進めている児童館内で放課後児童クラブを実施している。この児童館には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に定める「児童厚生施設において児童の遊びを指導する者」として採用した指導員を配置した上で、担当職務（児童館担当、放課後児童クラブ担当）を振り分けている。

こうした中、放課後児童クラブの開設時間が長い夏休みにおいて、午前と午後の時差勤務となる指導員が休暇を取得した場合等には、各担当が相互に業務応援を行うとともに、保育士等の資格を有する臨時職員を配置する等、対応に万全を期している。このため、これらの職員に対して、放課後児童クラブの事業運営及び児童への適切な指導に必要な内容に関する研修を受講させている。

したがって、放課後児童支援員認定資格研修（以下、「認定資格研修」という。）に係る経過措置が修了する平成31年度末までに、これらの職員全て（児童館担当の指導員約300名、放課後児童クラブ担当の指導員約600名、臨時職員約600名（経過措置期間中の退職補充等を含む）計約1,500名）に対し研修を受講させる必要がある。

(2) 広島県の認定資格研修実施計画

これに対し、広島県は、平成31年度末までに県内の放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の受講修了者を配置することを前提に、下表のとおり認定資格研修の実施を計画している。

区 分	27年度	28年度	29～31年度	計
全体計画	300名	360名	540名	1,200名
うち広島市分	100名	80名	420名	600名
開催回数	3回	3回	各年3回	—
開催会場	広島市、東広島市、福山市	広島市、三次市、福山市	3会場	—

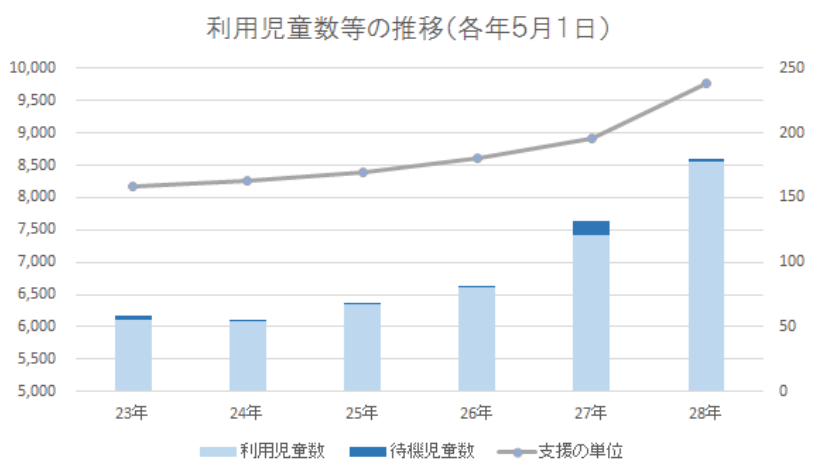
このように、広島県の認定資格研修実施計画には、開設時間の長い夏休み等における代替の臨時職員や人事異動に伴い児童館の指導員から放課後児童クラブの指導員となる者（計900名）が考慮されておらず、このままでは平成32年度以降の放課後児童クラブの運営に著しい支障をきたすこととなる。

2 提案理由

以上のような現状及び下記の理由から、認定資格研修の実施主体に政令指定都市を追加するよう求めるものである。

- ① 広島県の当初の計画に対して不足する900名分の研修を平成29年度から31年度までの3年間の間に実施することは、講師や実施場所の選定も含めて提案を求める広島県の方法では困難であり、32年度以降、放課後児童クラブを安定的に運営していく上で至急対策を講じる必要がある。
- ② 厚生労働省の調査によれば、平成27年5月1日現在、広島県内の放課後児童クラブ数は564となっているが、このうち196が広島市であり、単独で研修を実施し、資格を認定するに足る規模が指定都市にはある。また、指導員を対象とした実務研修を独自に実施しており、研修を行う基本的なノウハウがある。また、受託の場合、受講資格の確認や一部未履修の科目の管理など広島市で確認が足りるものを、広島県でも行わなければならないため非効率である。

- ③ 対象年齢の拡大等制度改正に伴う利用者の急増に対応して、年度中途に補正予算を計上し、支援の単位を増設するなどの措置を講じていることから、広島県の予算措置という制限にとらわれず、独自に認定資格研修の実施量や実施時期をコントロールする必要がある。



区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年
利用児童数	6,113	6,080	6,340	6,616	7,408	8,557
待機児童数	60	32	7	25	238	44
支援の単位	159	163	170	181	196	238

- ④ 指定都市においても研修と資格の認定を行えるようにすることで、広島県と広島市が同時に行う研修により、短期的かつ膨大な研修需要に適切に対応できるようになると考える。

平成28年度広島県放課後児童支援員認定資格研修事業業務委託仕様書

1 目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業である。

平成27年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を配置することとなり、都道府県においては放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施することとなった。

放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうために放課後児童支援員認定資格研修を実施し、放課後児童健全育成事業に従事する者の質の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務名

平成28年度広島県放課後児童支援員認定資格研修事業業務

3 委託期間

委託契約日から平成29年3月31日まで

4 委託金額

上限額金〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 委託業務の内容

（1）研修の日程、会場等の確保、設営

①研修の規模

- ・県内において、「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（※1）の「I放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」（以下「認定資格研修ガイドライン」という。）に記載の研修内容（16科目24時間）を実施すること。

※1 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

- ・認定資格研修の1回当たりの定員は、おおむね120名程度までとし、延べ3回以上実施すること。

②研修会場の確保（設定）

- ・受講者が研修を受講しやすいよう公共交通機関等を利用しやすい会場、又は自家用車での受講に支障がない規模の駐車場のある会場を設定すること。
- また、研修会場については、県西部・県東部・県北部地域での実施が可能かどうかとも検討し、会場を確保（設定）すること。

③日程の設定

- ・受講者が研修を受講しやすい日程を設定すること。
- ・実施時期は、小学校の長期休暇期間を除くこと。

(2) 研修の内容の企画及び講師の選定

①研修の内容

- ・認定資格研修の科目及び時間数は認定資格研修ガイドラインに沿って実施すること。
- ・また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫すること。

②講師の選定・連絡調整

- ・認定資格研修ガイドラインに記載の講師要件を参考として、研修科目・内容に対する専門的な知識及び経験を有する者を講師として選定すること。
- ・講師の内、「放課後児童クラブ又は児童館等に従事していて、一定の知識、経験を有すると認められる者」を講師とする場合は、厚生労働省が実施する健全育成指導者養成研修を受講すること。
- ・講師については、最終的には県と協議の上、決定することとするが、日程調整等の連絡については委託先が行うこと。

(3) 研修の受講申込書等の作成

- ・認定資格研修に係る開催要綱（研修日時、内容、場所等）、受講申込書をそれぞれ作成し、必要部数（各400部）を印刷し、県に提出すること。作成に当たっては、その内容について事前に県と協議し、県の指示に従うこと。なお、作成した開催要綱及び受講申込書は、県内23市町に納品すること。納品する部数については、県の指示に従うこと。また、各市町及び放課後児童クラブへの研修案内の通知は県において行う。
- ・県においてとりまとめた受講者一覧をもとに、受講者に対して受講決定通知書を作成し、受講者に送付すること。

(4) 研修で使用するテキストの準備

- ・研修で使用するテキストは、中央法規出版が発行する「認定資格研修のポイントと講義概要」（価格1,080円）を使用することが望ましい。また、追加で他のテキストやレジュメ等を作成することは差し支えない。なお、委託先や講師が作成したテキストやレジュメ等を使用する場合は、その内容について事前に県と協議し、県の指示に従うこと。
- ・テキスト代は受講者本人の負担とするが、1人につき1,000円程度を徴収すること、テキストの準備に係るその他の経費（定価と受講者負担の差額やレジュメ等の作成に係る経費）については委託料の中から支出することは、差し支えない。

(5) 研修当日の運営

- ・会場との連絡調整、会場の設営（後片付けを含む。）、司会進行、講師への対応等、研修を運営するために必要な業務の全てを行うこと。
- ・受講者の本人確認を行うこと。
- ・受講者の出席状況の管理（遅刻・欠席・途中退席等）を行うこと。なお、管理方法については事前に県と協議すること。

(6) 研修終了後の業務

- ・受講者の修了評価を行うこと。
- ・受講者名簿を作成し、修了評価結果と併せて県に提出すること。受講者名簿には、県において交付する「放課後児童支援員認定資格研修修了証」及び「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」の作成に必要な情報を必ず記載すること。
- ・事業完了後に実績報告書を作成し、県に提出すること。

6 提案を求める事項

- ・研修当日までの流れ及び研修当日の実施スケジュールを提案すること。
- ・必要な講師の確保方策又は確保可能な講師について提案すること。
- ・特に授業形態は、適宜演習を取り入れる等、学びを深めるような工夫について提案すること。

7 契約に関する条件等

(1) 報告書等の提出

- ・業務完了後、実施状況等について、実績報告書を作成し、県へ提出すること。
- ・制作した成果品等も合わせて提出すること。
- ・受託者は県の求めに応じ、実施内容や実績写真などを県ホームページに公開できる形式に変換し、県の求めに応じ提出すること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ・県は本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

(3) 成果品の利用

- ・県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。
- ・本業務で使用したテキスト（レジュメ等を含む）一式については、県のホームページに掲載すること、市町や県民に対し広く配布すること、類似の研修で使用することを認めること。

(4) 機密の保持

- ・受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。